

5 避難所運営支援

5 避難所運営支援

(1) 避難所としての事前対策

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員（以下「市町村職員」という）が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後の数日間には教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することが十分想定される。（参考：東日本大震災では、発災直後から10日以上の間、学校避難所の運営を教職員が担った実例がある。）

ア 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市町村の危機管理部局など防災関係機関との連絡体制を確認し、自校に避難所が開設される場合にどのような手順で準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。また、大災害発生時において、市町村の危機管理部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡が取れるように、校長・副校長・教頭と市町村の危機管理部局との緊急連絡体制を作成しておく。

イ 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、避難所として使用する施設（体育館等）の鍵の保管等について市町村の危機管理部局と状況を確認しておく。また、学校に避難所が開設された際の名簿作成の基礎資料として、校区内の地区別名と地区の整理順コードを市町村より入手しておき、名簿の整理手順について確認をしておく。

ウ 防災備蓄品についての協議

校長は、避難所となった際に備えておくべき防災備蓄品について、あらかじめ市町村の危機管理部局と協議・調整しておく。

エ 避難所運営について

避難所運営は本来、市町村の危機管理部局が管理責任を負うものであるが、学校が避難所となる場合、教職員は必要に応じて協力する立場となる。なお、災害発生時の初期段階においては避難所運営の円滑な運営を支援するが、速やかに市町村危機管理部局、地域自主防災組織及び避難者自治組織による運営に移行し、学校教育活動の早期再開のための業務に専念できるよう体制整備を図る必要がある。

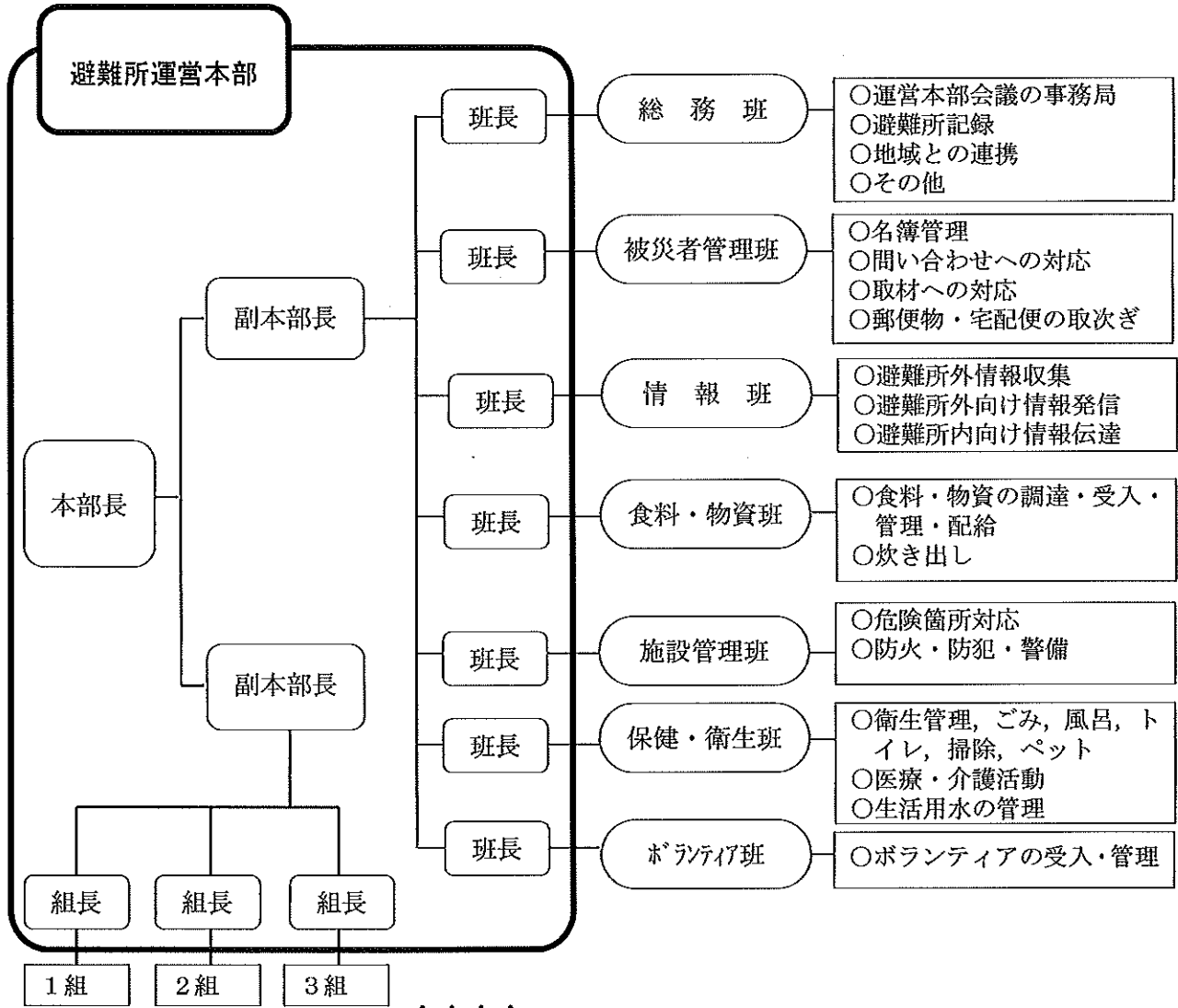
(2) 避難所運営組織について

学校災害対策本部における避難所支援班は、学校に避難所が開設される時には、次のような避難所運営組織を立ち上げて、避難所運営が市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織により行われるまでを支援する。

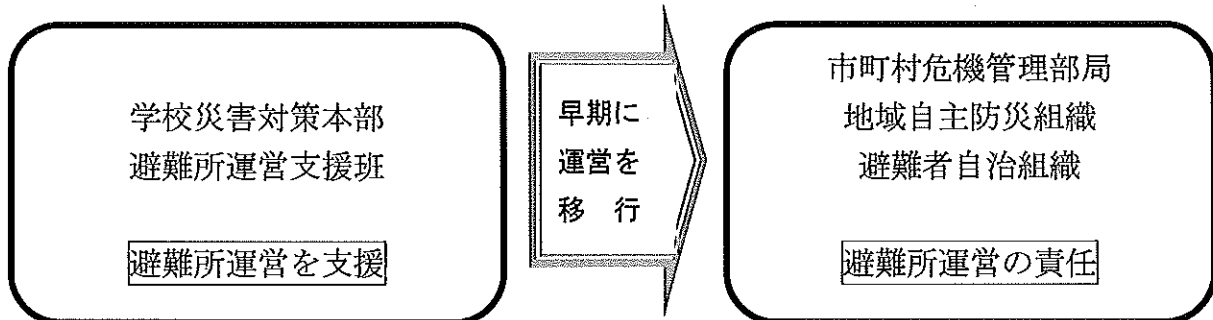
（役割班：総務、被災者管理、情報、食糧・物資、施設管理、保健・衛生、ボランティア）
（住民組：1組、2組、3組・・・）

避難所運営組織の例

避難所運営本部長は、市町村危機管理部局、地域自主防災組織、避難者自治組織の代表者が行うものであるが、災害発生時において該当者が避難所に存在しない場合は、校長が代理本部長を務める。

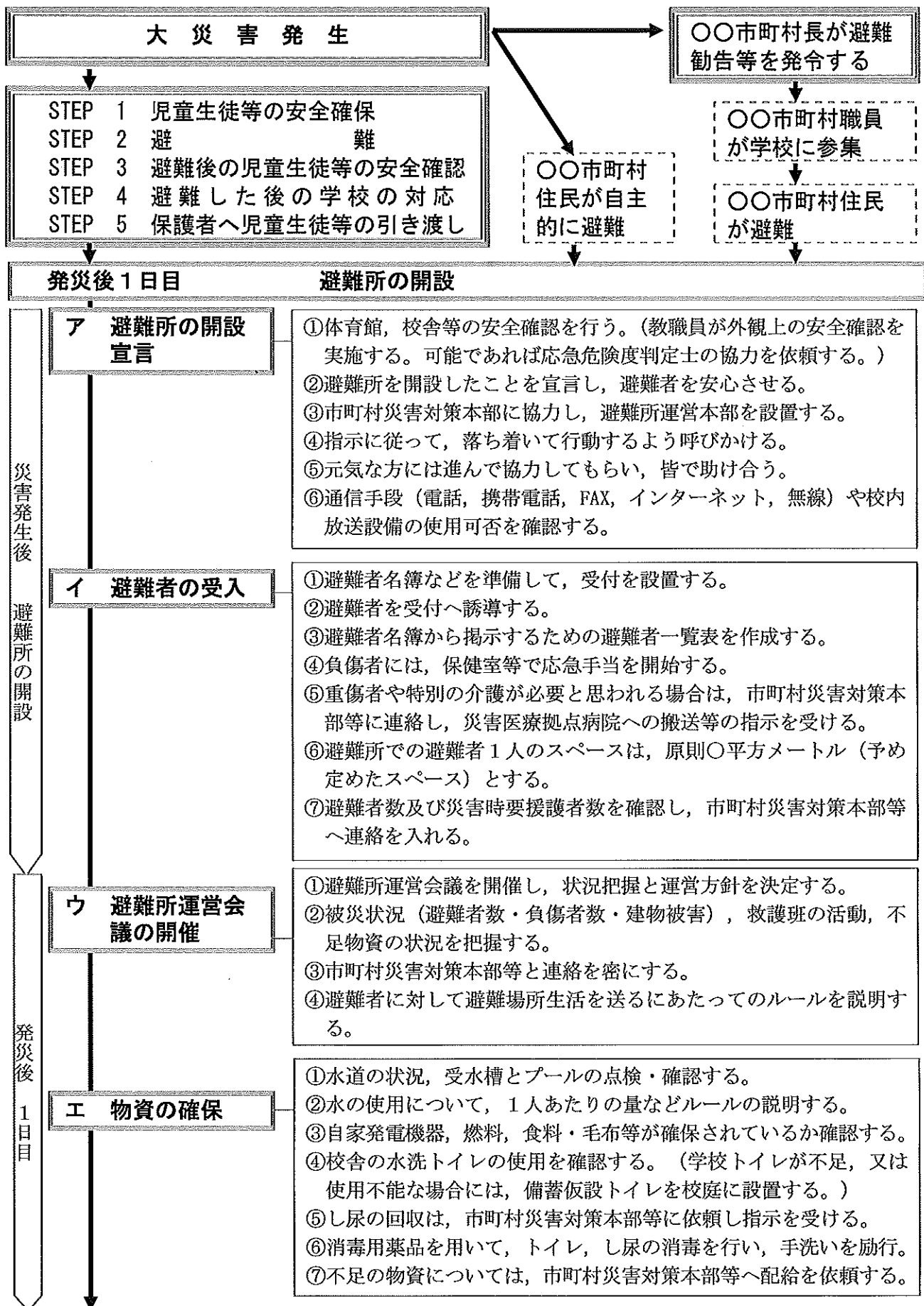


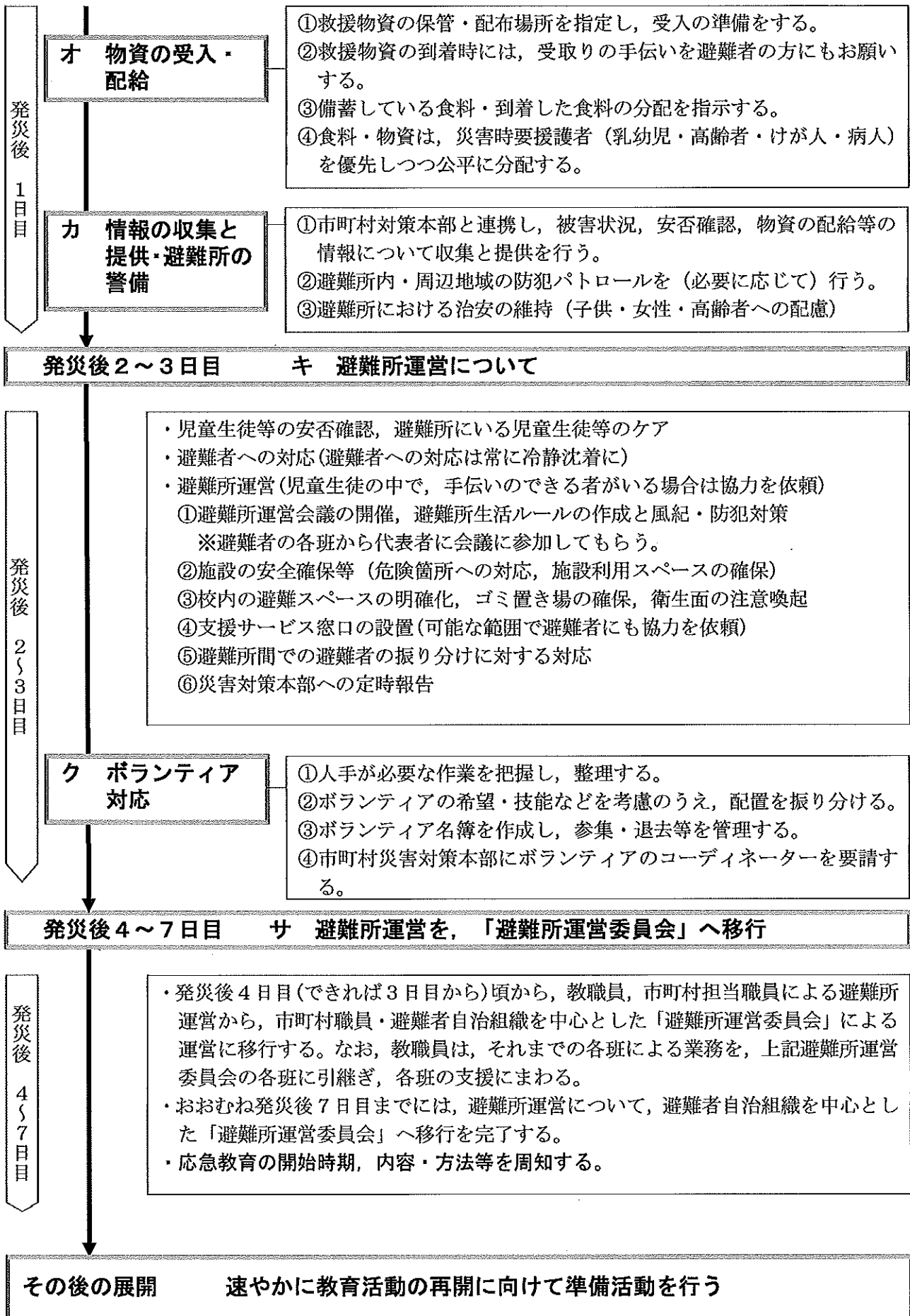
<避難所運営について>



(3) 避難所運営支援 (基本対応及びその流れ)

(市町村危機管理部局が責任, 教職員は支援する)





ア 避難所の開設宣言

- (ア) 発災後、避難所を開設するに当たって、教職員又は市町村職員は体育館、校舎等の安全を確認する。（安全確認をするまでの間、避難者を校庭で待機させる）
- (イ) なお、通信手段が不通になり、市町村災害対策本部等と連絡が取れない場合も考えられるため、日頃から学校と市町村危機管理部局、地域自主防災組織等との連絡を密にとり、非常時の連絡方法や開設判断等について申し合わせをしておく。
- (ロ) 教職員又は市町村職員は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、市町村災害対策本部等へ報告する。なお、建物の安全確認は原則として、応急危険度判定士の診断を待つものであるが、そのような対応が期待できない場合は、教職員又は市町村担当職員で可能な限り安全を確認する。
- (ハ) 校長室、事務室、職員室、保健室、放送室等については、特別な用途への使用、または学校管理上から開放しない。また理科実験等の特別教室は危険物が置かれているため、避難者の生活スペースとしては使用しない。なお、避難所生活を強いられる児童生徒等にとって、身体を動かすことができるスペースは「心のケア」において重要であるので、生活スペースとは別に、身体を動かすことができる程度の安全な（屋内）スペースを、避難所開設当初から確保しておく。
- (ニ) 避難所での避難者1人当たりのスペースは、市町村危機管理部局等と調整のうえ、予め決めておく。
- (ホ) 避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町丁単位で行う。

イ 避難者の受入

- (ア) 避難所へ避難者を受け入れる際には、人数等の把握や安否確認のための問い合わせに対応するため、市町村所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、地区別に整理し、さらに50音順に整理した「避難者名簿」を作成し、保管する。（1世帯1枚作成する）
なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。
- (イ) 災害時要援護者（高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児等）等を把握する。災害時要援護者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境等の比較的良好な場所（トイレの近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。
- (ロ) 上記の場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。なお、災害時要援護者等については、市町村災害対策本部等と連絡をとり、災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護するための避難所へ移送ができるときは、移送させる。
- (ハ) 保健室の鍵を解錠し、養護教諭等の指示で避難者の応急手当ができる状態に整える。その後、傷の清拭、消毒、ガーゼ、包帯等での応急処置を行う。
- (ニ) 重傷者や特別の介護が必要と思われる場合は、市町村災害対策本部等に連絡し、災害医療拠点病院への搬送等の指示を受ける。
- (ホ) 男女更衣室を設置し、プライバシーを確保する。

ウ 避難所運営委員会の開催

- (7) 避難所運営委員会を開催し、状況把握と今後の運営方針を決定する。なお、避難所運営本部の役員については、市町村危機管理部局、避難所運営支援班、避難者自治組織代表者等で構成するものとする。
- (4) 多くの避難者が、厳しい避難所環境の中で、より快適な共同生活を送るためには、最小限の生活ルールを定め、避難者全員で守ることが必要となる。参考までに主なルールの項目とその内容の例を示す。各避難所の状況に応じて、変更する。

避難所生活ルール（例）

1. 生活の時間

- 起床時間 6 : 0 0
- 消灯時間 2 1 : 0 0
- 食事時間 朝 7 : 0 0, 昼 1 2 : 0 0, 晩 1 8 : 0 0
- 清掃時間 毎日 9 : 0 0 からみんなで協力して行う。

2. 生活の基本

- 各人の要望について：各組で組長を決めて、組長を通して運営委員会にあげる。
- 屋内は土足厳禁とし、履物は、各個人で管理する。
- 所持品や貴重品は各自で管理する。
- 弁当などの食べ残しは必ず処分しておく。
- 飲酒は他の人に迷惑をかけない程度にする。
- 理科室など、薬品や危険物がある立ち入り禁止区域には勝手に入らない。
- コンセントの使用：電気器具の使用については届け出を行う。
- 退所や避難所を移動する場合は、行き先などを必ず届ける。

3. 場所を決めて行うこと

- 喫煙は室外の指定場所で行う。
- 携帯電話は指定の場所で使用する。消灯時には、電源を切るかマナーモードにすること。
- 見舞客等の対応：面会場所を決めて、そこで対応する。
- ペットは室内には基本的に持ち込まない。室外の指定場所で保有者が管理する。

4. 水や物資の管理

- 飲料水やペットボトル、その他の食料などの物資は、所定の場所に集めて衛生面に気をつけて当番制（班）で管理する。

5. トイレ

- 出来るだけ1階を使用する。（トイレでは汚物は水で流し、紙類は別に処理する）
- 水は、当番制でプールなどから確保する。

6. ゴミ処理：ゴミは、決めた場所に集める。（分別処理を厳守すること）

7. 要介護者の生活：基本的に、家族単位で看る。

6 学校における教育活動の再開

(1) 学校再開のための事前準備

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けての取組みであるが、学校が避難所となる場合教職員は避難所の運営について必要に応じ協力すべき立場となる。しかし、避難所の運営は、本来市町村が管理責任を負うものであり、教職員については学校における教育活動の再開（学校再開）のための業務に専念できるよう体制整備を図ることが重要である。

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、早期の教育活動再開のため、準備活動に学校再開班を中心として取り組む。

【平常時にしておくこと】

- ・ 早期に教育活動を再開するために、学校が被災した場合を想定し、重要書類やデータ、児童生徒等の名簿などを被害にあわないところに保管しておく。
- ・ 学校が避難所になった場合を想定し、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域を、あらかじめ決めておく。
- ・ 学校が被災した場合、あるいは学校が地域の避難所となった場合に、各学校の実情に応じた教育活動の再開に向けての行程を確認しておくとともに、再開までの目標日数をあらかじめ設定しておく。

教育活動の再開の行程

大災害が発生し学校が被災、あるいは学校が地域の避難所となった場合

被災後 3日程度 学校再開準備班の設置

被災後 〇〇日程度 応急教育Ⅰの実施

被災後 〇〇日程度 応急教育Ⅱの実施

被災後 〇〇日程度 教育活動の再開

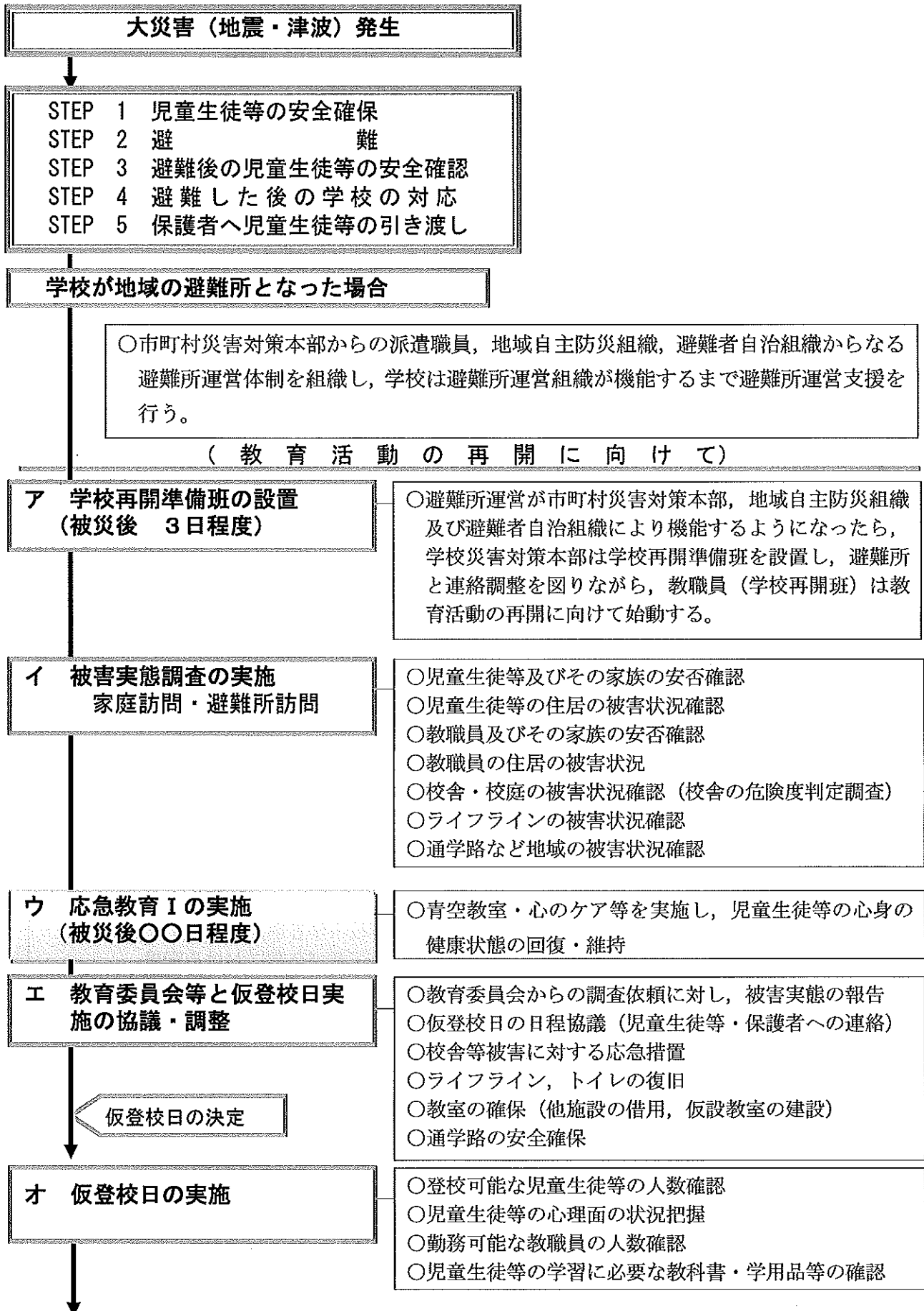
(各学校の実情に応じて、目標日数を設定し、早期の教育活動の再開を目指す)

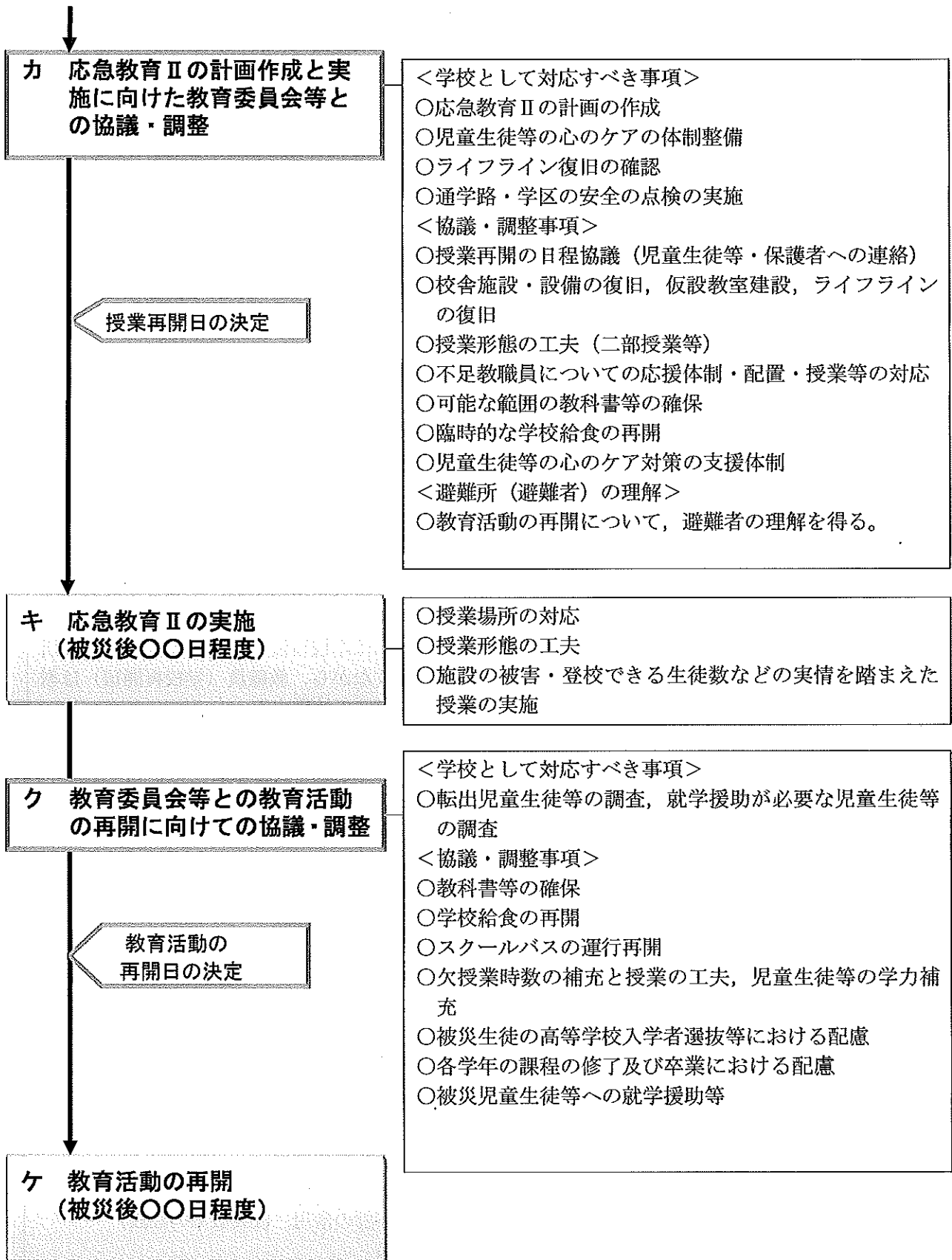
心のケア

- ・ 応急教育Ⅰは、学校再開準備班を設置し、児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、出来るだけ早期に実施するものとし、青空教室・心のケア等さまざまな内容・実施形態が考えられる。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。

- ・ 応急教育Ⅱは、応急的に行う授業であり、教育環境の復旧と共に、学級の再編、短縮授業、午前・午後の二部授業、仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し、平常時の教育活動の再開に繋いでいくものとする。

(2) 教育活動の再開 (基本対応とその流れ)





ア 学校再開準備班の設置

(7) 目的

学校に避難所が設置されている場合、教育活動の再開に関して、避難者や地域住民などの理解が必要となるため、学校再開準備班を設置し、そのための調整活動を行う。

(4) 設置時期

災害発生直後は、学校は、学校災害対策本部の活動が中心となるが、被害の規模、程度により状況は異なるものの、避難所が市町村により運営される時期（災害発生後3日程度経過した時点）からは、教育活動の早期再開に向けた準備活動を始めなければならない。

(5) 構成

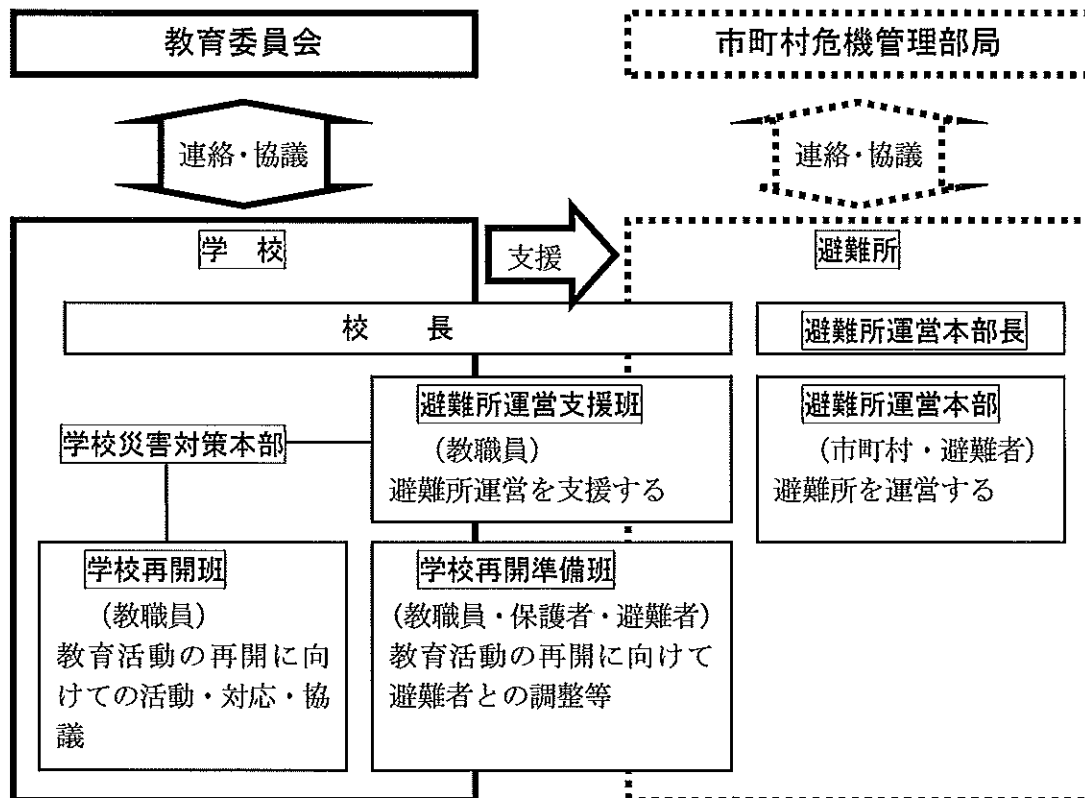
構成メンバーは、校長、副校長・教頭、教職員代表、運営委員代表、保護者代表等とする。

(1) 役割

学校再開準備班は、教育活動の再開にあたって、主に次の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て、準備を進める。

- ・ 学校再開について、仮登校日、応急教育の実施などについて、事前に趣旨説明を行い避難者や地域住民の理解を得る。
- ・ 避難所として継続して使用するスペースと学校再開にあたって利用するスペースとの調整、共同使用区域の設定をする。

<関係図>



イ 被害実態調査の実施（家庭訪問・避難所訪問）

(7) 児童生徒等の安否確認・被害調査

児童生徒等及びその家族の安否確認を行い、同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。また、児童生徒等の住居の被害状況の確認も行う。安否確認にあたっては、地域自主防災組織、市町村災害対策本部等の協力も得る。さらに、被災地以外に避難している児童生徒等の把握も、今後の教育活動の再開に向けて必要になるため行う。

(4) 教職員の安否確認・被害調査

教職員及びその家族の安否確認を行い同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。また、教職員の住居の被害状況の確認も行う。

(5) 校舎・校庭の被害状況の確認

校舎等の危険度判定調査を応急危険度判定士の診断により実施し、危険区域については、立ち入り禁止区域の標示を行う。さらに、校舎のライフライン（電気、水道、ガス、電話）の被害状況を確認する。なお、被災状況の調査については、教育委員会等と連携を図り実施する。校庭についても、地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査する。

(6) 通学路など地域の被害状況確認

学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れなど、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

ウ 応急教育 I の実施

児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、応急教育 I（青空教室・心のケア等）を実施する。この時期の応急教育 I は、学年・組・教科・時間等の区別のないものであり、参加できる児童生徒等を対象（避難所等に避難している児童生徒等）に実施する。児童生徒等の心の安らぎを与えることを目的とし、ゲーム・遊び・運動・お話など創意工夫して実施する。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。

エ 教育委員会等と仮登校日実施の協議・調整

(7) 教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態を報告

- ・ 災害発生時緊急報告用紙（Ⅲ資料参照）
- ・ 教育活動の再開見通し報告（Ⅲ資料参照）

(4) 被害実態調査をもとに教育委員会等との協議・調整

教育活動の再開に向けて、校舎等の被害に対する対応など、必要な措置について、関係機関や教育委員会と協議・調整していく。仮登校日の実施に向けて、その主な項目としては、次のような内容となる。

- ・ 仮登校日の日程協議
- ・ 校舎等被害に対する応急措置
- ・ ライフライン、トイレの復旧
- ・ 教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ・ 通学路の安全確保

オ 仮登校日の実施

児童生徒等・教職員の安否確認ができ、校舎・教室・通学路の安全が確認できたら、応急教育Ⅱの実施の準備として、仮登校日を実施する。校舎が使用できない場合は、校庭で全校集会を行う形態や学年ごとに集会を行う形態でもよい。仮登校日では、教職員は児童生徒等、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校再開に向けての今後のスケジュールなどをわかりやすく説明する。また、心のケアの視点から、児童生徒等を暖かく包み込み、子どものつぶやき、悲しい体験などじっくり話を聞く姿勢を積極的に持つことが大切である。

なお、仮登校日の児童生徒等・保護者への連絡については、イ 被害実態調査の実施（家庭訪問・避難所訪問）により作成した一覧表を活用する。

<仮登校日の確認事項>

- ・登校可能な児童生徒等の人数確認
- ・児童生徒等の心理面の状況把握
- ・勤務可能な教職員の人数確認
- ・児童生徒等の学習に必要な教科書・学用品等の確認

カ 応急教育Ⅱの計画作成と実施に向けた教育委員会等との協議・調整

大災害を体験した児童生徒等は、ほとんどが初めての被災体験で深いショックを受けている。また、家屋の倒壊や教科書・学用品も失っている児童生徒等も多い。

従って、学校を再開しても、多くの児童生徒等は、すぐに通常の授業を受けるという心理状況までに回復していない状況が容易に想像される。このような状況や各学校及び地域の実情を踏まえ、学校はどのような形で授業を再開できるのか、授業を再開するために最低限必要な事項はなにか、教育活動の再開に向けた応急教育Ⅱの計画を作成するとともに、教育委員会等関係機関と協議・調整を行う。

<学校として対応すべき事項>

(ア) 応急教育Ⅱの計画の作成

- ・登校可能な児童生徒等の人数の確認（これまでの安否確認や仮登校日の結果を分析して、登校可能な児童生徒等の人数を把握する。）
- ・勤務可能な教職員数の確認
- ・使用可能教室と教材・教具の把握（学校再開準備班と避難所住民との話し合いにより授業に使える教室を確保する。なお、使用可能教室が少なければ、短縮授業・二部授業の検討をする。）
- ・教科書・学用品のない児童生徒等の人数を把握し、不足分の手当てをする。（教育委員会に申請、ボランティア物資等による補充）

(イ) 児童生徒等の心のケアの体制整備

(ウ) ライフラインの復旧の確認

(エ) 通学路・学区の安全点検の実施（危険な場合は、通学路を変更）

- ・通学路の安全点検の実施に際しては、PTAや教育委員会と連携を図り協力を得る。
- ・余震の発生等によって、通学路周辺の建物の崩壊や倒壊、ブロック塀や石垣、自動販売機の倒壊で登下校中の児童生徒等に危害が及ばないか点検する。
- ・道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。

＜教育委員会等との協議・調整事項＞

- (7) 授業再開の日程協議（児童生徒等，保護者への連絡）
- (4) 校舎施設・設備の復旧，仮設教室建設，ライフラインの復旧
- (9) 授業形態の工夫（二部授業等）
- (5) 不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応
- (8) 可能な範囲の教科書等の確保
- (6) 臨時的な学校給食の再開
- (3) 児童生徒等の心のケア対策の支援体制

＜避難所（避難者）の理解＞

学校再開準備班は，教育活動の再開に向けた学校内外への情報提供・広報活動を行う。また，教育活動の再開に向け，避難者に対して，避難スペースの縮小・移動など，十分な説明・情報提供を行い，理解を求める。

キ 応急教育Ⅱの実施について

- (7) 応急教育Ⅱについては，応急的に行う授業であり，教育環境の復旧と共に，学級の再編，短縮授業，午前・午後の二部授業，仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し，平常時の学校教育活動へ近づけていくものとする。

また，被災により家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた児童生徒等一人ひとりの心の安定を取り戻すため，心のケアについても継続して取り組む。

応急教育Ⅱを行うための校舎(授業場所)の例	学習形態の例
<ul style="list-style-type: none"> ・単独再開 ・本校舎と仮設校舎での再開 ・仮設校舎のみでの再開 ・臨時校区による再開 ・周辺校で分散しての再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の再編 ・二部授業（午前・午後） ・隣接校との連携分散授業 ・校区内施設や他の施設利用した授業

- (4) 校長は，次のとおり，各学校の実情に応じて，応急教育活動を実施する。

＜施設の被害による対応＞

施設の被害が軽微な場合	・各学校において，速やかに応急措置をとり，授業を行う。
施設の被害が相当に甚大な場合	・残存の安全な教室や特別教室等の転用により，学級合併授業，一部又は全部の二部授業を行う。
施設の使用が全面的に不可能な場合	・教育委員会と連携し，近隣の安全な学校や公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は，仮設教室の建設を行い，授業を再開する。

＜登校した生徒による対応＞

登校した生徒等の人数が5割未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に必要な日数を予想して臨時休校の期間を定める。 ・登校した生徒等で被災しなかった者は，学校の復旧活動にあたる。または，同一地区内の地域の復旧援助活動にあたる。
--------------------	---

	る。あるいは、地城市町村災害対策本部の要請に応じて緊急救護活動にあたる。
登校した生徒等の人数が5割以上7割未満で、学校の被災が僅少の場合	・午前中特別授業を行う。 ・午後は校内復旧作業，又は地域の復旧援助活動にあたる。
登校した生徒等の人数が7割以上で、学校施設が全面的に利用できる場合	・極力授業を行う。

ク 教育委員会等と教育活動の再開に向けての協議・調整

以下の事項について教育委員会等関係機関と協議・調整を行い，一日も早い平常時の教育活動の再開を目指す。また，施設・備品・教材等の教育環境の整備にも取り組むとともに，被災した児童生徒等の心のケアについても継続して行う。

＜学校として対応すべき事項＞

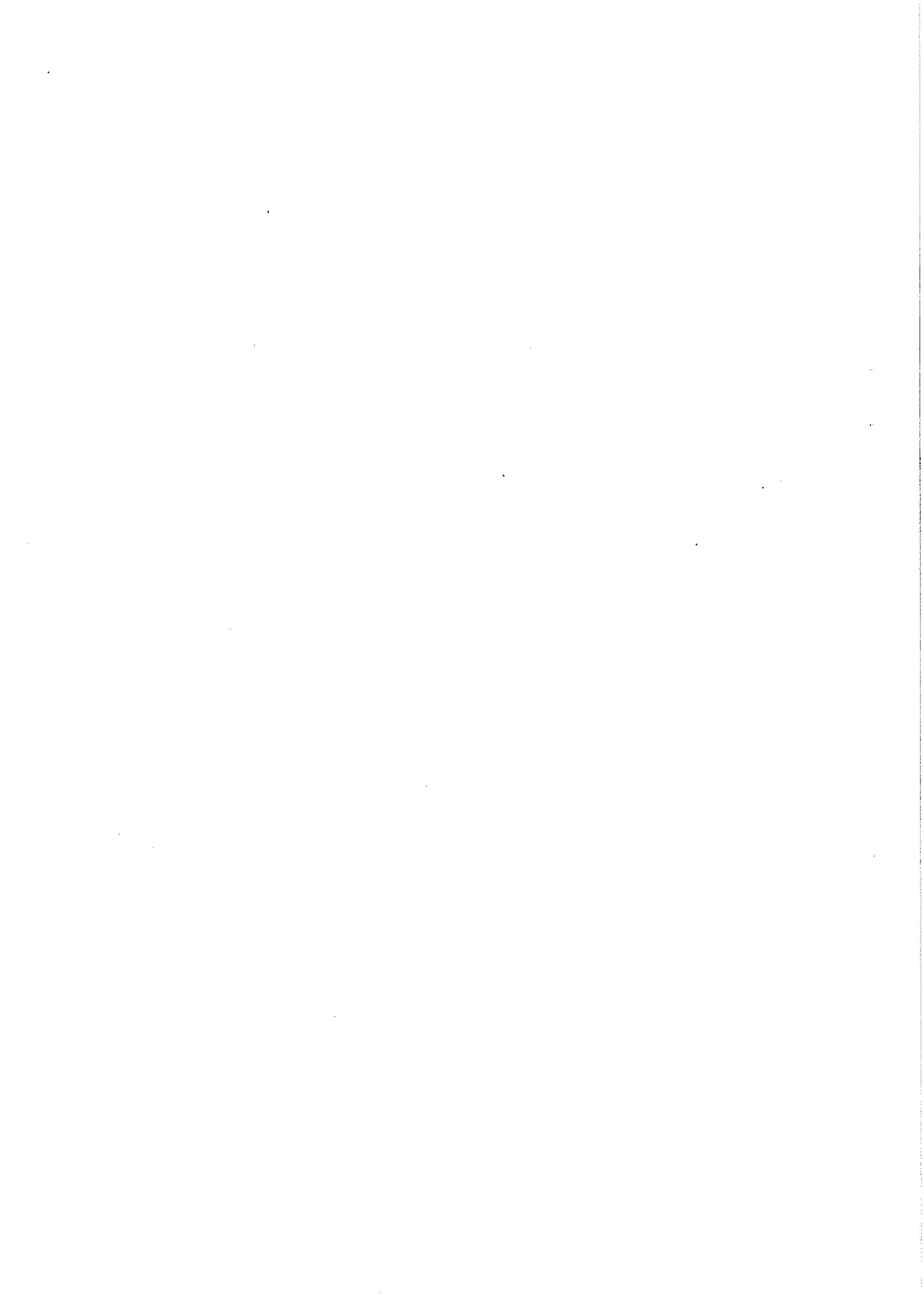
(ア) 転出児童生徒等の調査，就学援助が必要な児童生徒等の調査

＜教育委員会等との協議・調整事項＞

- (ア) 教科書等の確保
- (イ) 学校給食の再開
- (ウ) スクールバスの運行再開
- (エ) 欠授業時数の補充と授業の工夫，児童生徒等の学力補充
- (オ) 被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮
- (カ) 各学年の課程の修了及び卒業における配慮
- (キ) 被災児童生徒等への就学援助等

ケ 教育活動の再開

被災後，ア～クの行程を経て，平常時の教育活動の再開となる。なお，被災した児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって，学習に著しい遅れが生じるような場合は，教育委員会等と協議の上，可能な限り，補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮する。



III 資 料

Ⅲ 資 料

1	地震発生後約6分で津波が到達する地域の対応マニュアル(例)・・・	62
2	地震発生後に津波の恐れがない地域の対応マニュアル(例)・・・	64
3	防災対策委員会編成表(例)・・・	66
4	学校防災予防管理組織表(例)・・・	66
5	学校災害対策配備計画(例)・・・	67
6	自主点検検査チェック票(日常)(例)・・・	68
7	自主点検検査チェック票(定期)(例)・・・	69
8	引き渡しカード(例)・・・	70
9	避難者名簿(例)・・・	71
10	アクションカード「学級担任」(例)・・・	72
11	災害発生時緊急報告用紙(様式1)・・・	73
12	災害発生時緊急報告用紙(様式2)・・・	74
13	教育活動の再開見通し報告(例)・・・	75
14	防災訓練チェックシート・・・	76
15	学校防災計画チェックシート・・・	78
16	徳島県災害対策本部運営規程構成図・・・	80
17	平成24年度市町村災害時連絡先名簿・・・	81
18	平成24年度消防関係災害時連絡先名簿・・・	81
19	改訂委員名簿・・・	82

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

緊急地震速報

震度想定「南海トラフの巨大地震モデル検討会報告」

(平成24年 8月)

津波想定「徳島県津波浸水想定」

(平成24年10月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
 ・教室等の出入り口の確保をする。
 ・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
 ・大きな声での確かな指示「**頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない**」
 児童生徒等・頭部を保護する準備（ヘルメット、防災ずきん、座布団等）・机の下にもぐる。

地震発生（震度6強を想定）

・大きな声での確かな指示「**頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない**」
 ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
 ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
 ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

STEP 1 児童生徒等の安全確保

校内放送・ハンドマイク：
 「地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、
 避難場所」に避難しなさい。」

津波発生

第1波		最大波 (第3波)	
6分	4m	37分	8.3m

一次避難場所

二次避難場所

STEP 2 避難

・即座に、一次避難場所に上履きのまま、全校避難する。
 ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
 ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
 ・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
 ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
 ・一次避難場所で危険なときは、二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

・児童生徒等の安否確認をする。
 ・負傷者の確認と応急処置をする。
 ・津波は第1波が最大とは限らないので、第2波、第3波に備え避難を継続する。(情報収集する)

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

学校が津波により使用できない場合、指定避難場所へ移動する。

・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
 ・児童生徒等の不安に対する対処
 ・警察、消防、医療機関への連絡
 ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
 ・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
 ・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）

学校が使用できる場合は、学校へ移動。

・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
 ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等）

- ①児童生徒等は全員無事、へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと）

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

1 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
一次避難場所	<p>○地震発生 ・震度〇〇以上</p> <p>○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波警報発令 ・津波到達予想時刻が〇〇分以内</p>	<p>避難場所：学校の北出入口より，国道を通り，〇〇山の〇〇広場へ 集合形態：各学年，各クラスごと 災害対策本部：仮 避難所に設置 → 〇〇市役所に移動する 地図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>地図上に、一次避難場所と避難経路を記入する。</p> </div>
二次避難場所	<p>○地震発生 ・震度〇〇以上</p> <p>○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が〇〇分以上</p>	<p>避難場所：第1次避難場所から国道を通り，〇〇山の〇〇広場へ 集合形態：各学年，各クラスごと 災害対策本部：仮 避難所に設置 → 〇〇市役所に移動する 地図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>地図上に、二次避難場所と避難経路を記入する。</p> </div>

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

緊急地震速報

震度想定「南海トラフの巨大地震モデル検討会」

(平成24年8月)

- 教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員，児童生徒等に連絡する。
 - ・教室等の出入り口の確保をする。
 - ・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど，危険を回避する。
 - ・大きな声での確な指示「頭部の保護，机の下への避難，机の脚を持つ，その場を動かない」
- 児童生徒等・頭部を保護する準備をする。(ヘルメット，防災ずきん，座布団等)・机の下にもぐる。

地震発生(震度6強を想定)

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護，机の下への避難，机の脚を持つ，その場を動かない」
- ・落下物，転倒物，ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には，十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し，大きな揺れがおさまったら，すぐに避難開始

STEP 1 児童生徒等の安全確保

校内放送・ハンドマイク：
「地震が発生しました。児童(生徒)の皆さんは先生の指示に従い，
避難場所」に避難しなさい。」

STEP 2 避難

第一次避難場所

- ・揺れがおさまったら，一次避難場所に上履きそのまま，全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない，走らない，しゃべらない，もどらない」
- ・教職員は落ち着いて，避難誘導，負傷者搬送を行う。・担任は，児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は，土砂災害等に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは，一緒に避難誘導する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。

STEP 4 避難した後の学校の対応

学校が地震により使用できない場合、一次避難場所にて待機する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処
- ・警察，消防，医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と地域周辺の状況等，二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部(マスコミ)等及び保護者等への対応(対応窓口の一本化)

学校が使用できる場合は，学校内へ移動する。

- ・上記に加え，校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合，避難所運営支援

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の2点を連絡する。(電話，電子メール，学校のホームページ，地域の有線放送等)

- ①児童生徒等は全員無事，へ避難し待機中
- ②通学路の安全を確認したら，下校させるので迎えに来て下さい。(危険な場合は無理をしない)

地震発生後約6分後に津波が到達する地域(県南沿岸部)の対応マニュアル例

1 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

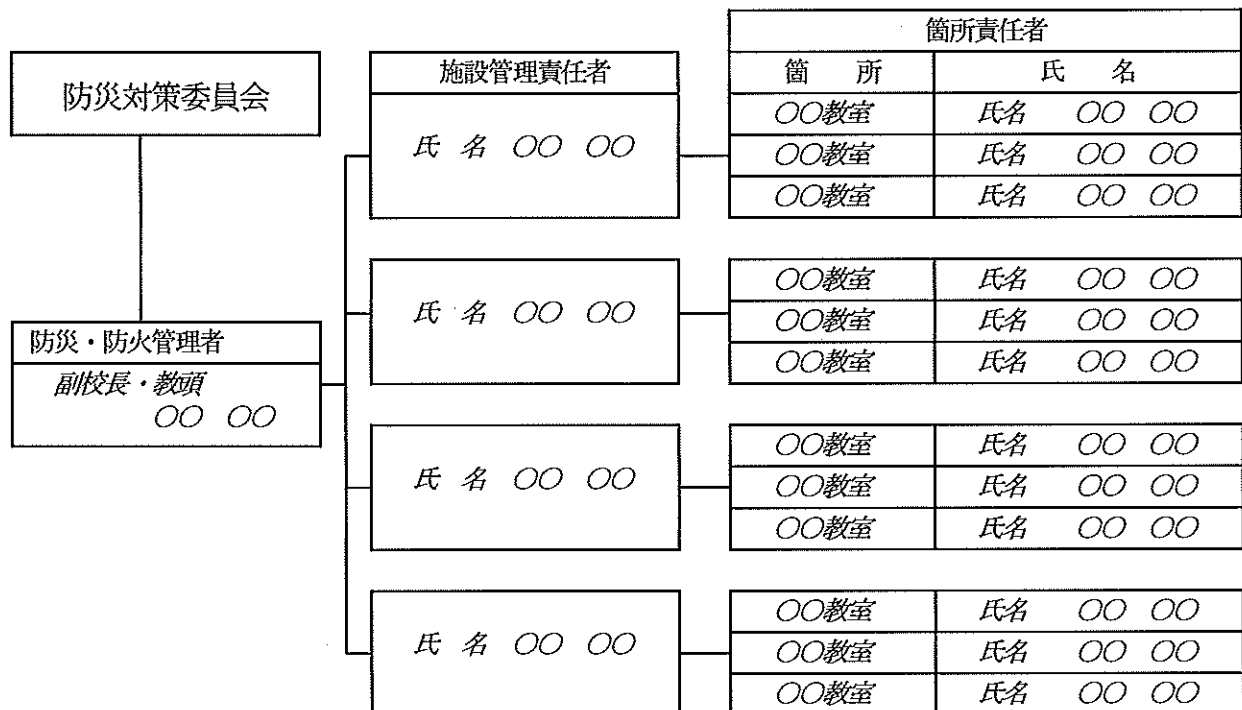
判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
○地震発生 ・震度〇〇以上	<p>避難場所：グラウンド中心部 集合形態：クラスごとに1列 災害対策本部：校長室 地図</p> <div data-bbox="459 439 1385 1317" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>地図上に、一次避難場所と避難経路を記入する。</p></div>

防災対策委員会編成表（例）

委員名	職名	氏名	備考
委員長	校長		
副委員長	副校長（教頭）		
委員	事務長		
〃	教務主任		
〃	特別活動課長		
〃	生徒指導主事		
〃	1学年主任		
〃	2学年主任		
〃	3学年主任		
〃	（4学年主任）		
〃	養護教諭		

※ 委員数は各学校の必要に応じて増減させる。

学校災害予防管理組織表（例）



学校災害対策本部 配備編成計画（例）

学校名	〇〇〇〇 学校
本部長名（職）	〇〇 〇〇（校長）
・職務代行順位	1 〇〇 〇〇（副校長・教頭）
・代行者名	2
・（職）	3

配備体制		
第 1 非 常 体 制	第 2 非 常 体 制	第 3 非 常 体 制
1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき 6. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	1. 災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。
職務代行順位・氏名（職）	職務代行順位・氏名（職）	職務代行順位・氏名（職）
1 〇〇 〇〇（教諭） 2 〇〇 〇〇（教諭） ・ ・ ・	第1非常態勢に加えて、 1 〇〇 〇〇（教諭） 2 〇〇 〇〇（教諭） ・ ・ ・	全職員

自主点検検査チェック票 (日常) (例)

実施責任者 (火元責任者)						担当区域 (場所)			実施者印
月日	検査項目								
	避難上の障害物又は可燃物の有無	ガス器具のホース等の老朽、損傷	電気器具の配線等の老朽、損傷	火気設備・器具の老朽・損傷	火気設備・器具の設置又は使用状況	各教室の終業時の施錠	終業時の火気確認	その他	

注1 チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。
 2 不備欠陥事項は、防火管理者に報告すること。

防火管理者確認

自主点検検査チェック票（定期）（例）

検査実施項目及び確認箇所		検査日	結果	検査者名
建物構造等	柱、梁、壁、床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	天井	・仕上材に、はく脱・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。		
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。 ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。		
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落、落下のおそれのある弛み、ガラス等のひび割れはないか。		
	その他	・防火区画を構成する壁、天井に損傷はないか。		
防火・避難施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。		
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。		
	避難口 (出入口)	・扉の開放方向は避難上支障がないか。 ・避難階段等に通じる出入口、屋外への出入口の幅は適切か、又付近に支障となる物品は置いていないか。		
	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。		
火気使用設備	ガス	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化してないか。		
	石油ストーブ ガスストーブ	・周りに引火物がないか。 ・安全装置は作動するか。		
危険物施設等	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散しないか。		
	薬品類 医薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。 ・混合発火を避けるため、薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液は充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。		
	食器類	・転倒・落下し、破損・飛散しないか。		
	油類	・転倒・落下し流出することはないか。		
	工作機械 工作用具	・転倒・落下したりしないか。		
電気設備	電気器具・設備	・タコ足配線による接続はしていないか。 ・コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 ・変電設備は、有資格者が定期的に検査しているか。		
その他	ロッカー・整理棚	・倒れたり、移動したりしないか。		
	テレビ コンピュータ	・転倒、落下、移動したりしないか。		
	照明器具	・落下したりしないか。		
	サッカーボール等	・転倒したりしないか。		
	ブロック塀等	・破損、転倒等しないか。		
		防火管理者 確認		

注1 チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。

2 不備欠陥事項は、防火管理者に報告すること。

※ その他、学校の置かれた状況に応じて予防点検項目を定める。

引き渡しカード（例）

学年		組		氏名		血液型	
住 所					地区名		
保護者名			続柄		電 話		
兄弟姉妹							
緊急時連絡先							
引 渡 時 記 入 欄							
引 取 者				児童等との関係			
引渡日時	月	日（ ）	時	分	教 職 員 名		
避難場所	自宅・その他（ ）			特 記 事 項			

- ・ 事前に必要事項を記入し，学級担任等が保管しておく。
- ・ 児童生徒等を引き渡す際に，引渡時記入欄を記入してもらい学校が保管することにより，保護者に確実に引き渡す。

避難者名簿（例）

避難者名簿					
<div style="text-align: center; font-size: 24px;">○ ○ ○地区</div> <p>市町村の地区別名を囲みの中に記入</p>		<div style="text-align: center;">避難エリア</div>			
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 入所日 月 日 </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 転出日 月 日 </div>	
<div style="text-align: center; font-size: 24px;">○ ○</div> <p>整理しやすいように例えば名字の最初の2文字をひらがなで囲みの中に記入</p>		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">代表連絡先</div> <div style="width: 60%;">携帯番号：</div> </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"></div> <div style="width: 60%;">E-mail：</div> </div>	
No.	ふりがな 氏名	性別	年齢	住所	転出問い合わせ 対応（注）
例	とくしま たろう 徳島 太郎	男	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・	
1					
2					
3					
4					
5					
<p>備考欄（家族に、入れ歯やめがねの不備、常時服用している薬、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書き下さい。）</p>					
<p>注：外部からの転出問い合わせに対する回答について、本人の承認の有無を確認する。なお、転出の際は（ 担当）に連絡するとともに、当該学校に在籍する児童生徒等がいる世帯等については、必ず転出先を確認する。</p>					
転出先住所					
電話番号					

※あらかじめ、市町村の地区別名と地区の整理順コードを市町村より入手しておく。

アクションカード「学級担任」(例)

あるいは、担当者ごとのアクションカードを作成するのも、よいでしょう。
(校長用・学級担任用・養護教諭用・事務職員用等、個々に作りましょう)

災害時アクションカード		学級担任			
人物	場所	役割分担			
学級担任	学級教室	児童生徒等の避難誘導・安全確保			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> STEP 1 児童生徒等の安全確保 </div> <ul style="list-style-type: none"> 大きな声での的確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 400px;"> 一次避難場所 <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> 二次避難場所 <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> STEP 2 避難 </div> <ul style="list-style-type: none"> 大きな声での的確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」 落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。 児童生徒名簿等を携帯する。 					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 </div> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の安否確認をする。 					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> STEP 4 避難した後の学校の対応 </div> <p>大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡 児童生徒等の不安に対する対処 					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し </div> <p>保護者へ以下の3点を連絡(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童生徒等は全員無事、<input style="width: 100px; height: 15px;" type="text"/>へ避難し待機中 ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。 ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。(危険な場合は無理をしないこと) 					
連絡先等	〇〇校長	携帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	メール	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇教頭	携帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	メール	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇学年主任	携帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	メール	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇学校	電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	代表メール	〇〇〇〇〇〇〇〇

○災害発生時、県教委教育総務課において必要と判断した場合、県立学校・市町村教育委員会へ被害調査を依頼する。
 ○依頼を受けた県立学校は、この様式1にて4箇所へ同時送信する。（小・中学校は市町村教委へ送信する）

送付先	徳島県教育委員会教育総務課（施設整備課含む）	宛	送付先 FAX 番 号	088-621-2879
	徳島県教育委員会教職員課	宛		088-621-2881
	徳島県教育委員会学校政策課（特別支援教育課含む）	宛		088-621-2882
	徳島県教育委員会体育学校安全課	宛		088-621-3173
	〇〇〇〇市町村教育委員会	宛		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

校 名		記入者職・氏名	
電 話		記 入 日	月 日
F A X		記入時間	時 分

児童生徒等・教職員の被害状況（あり・なし）						
	在籍数	被害なし	死亡	行方不明	怪我	その他
児童生徒						
教 職 員						
被害者の 情 報	(学年・性別・状況・内容等を記入)					

学校の被害状況（あり・なし）		
施設名	被害状況	
ライフラインの被害状況		
電気	使用 可・不可	被害状況（ ）
水道	使用 可・不可	被害状況（ ）
ガス	使用 可・不可	被害状況（ ）
電話	使用 可・不可	被害状況（ ）
トイレの使用の可否		
トイレの場所	被害状況	

学校が避難所となった場合の対応状況（あり・なし）			
避難所として開放した建物名（教室名）	状 況		
避難所に避難している人数	人	避難所に避難している世帯数	世帯

注：人数等が未確定な場合は報告時点で判明した人数を記入し、確定後に再度報告してください。

学校教育活動の再開見通し報告（例）

校名		記入者職・氏名	
電話		記入日	月 日
FAX		記入時間	時 分
仮登校日	月 日	曜日	時 分
登校場所			

登校可能な児童生徒等の人数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考	計
登校数								
在籍数								

勤務可能な教職員等の人数

	校長	副校長・教頭	教員	養護	事務	技師等	その他	計
出勤数								
在籍数								

不足する教科書の状況

学 年	教科書	冊 数	学 年	教科書	冊 数

不足する学用品の状況

学用品名	数 量	備 考 冊 数

不足する教材・教具の状況

教材・教具名	数 量	被害状況・復旧見込み等

その他連絡事項（転校希望者数など）

--

防災訓練チェックシート [地震・津波避難訓練 編] (例)

防災訓練チェックシート		チェック日	月 日
防災訓練日程	※ 防災訓練実施計画を作成し、実施後には自己評価を行きましょう。 ○年○月○日○曜日 ○○:○○~○○:○○ 校内放送にて 教頭「地震・津波が発生しました。生徒の皆さんは……」 ○○:○○~○○:○○ 避難 ○○:○○~○○:○○ 生徒の安全確認		
内 容	・		
そ の 他	・		
防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。 ○：できている △：改善の余地あり ×：できていない			
項 目		チェック	
(ア) 地震発生時の安全確保について			
・机の下などに入ったり、頭部を保護したりする行動は、迅速に正しくなされたか。			
・教職員は、決められた指示を明確にできたか。			
・全校的指示は適切であったか。			
・配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。			
(イ) 校舎外への避難について			
・避難経路での混雑等はなかったか。			
・避難経路で地震時に避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。			
・児童生徒等の避難行動に問題はなかったか。			
・避難場所や避難経路の選択は適切であったか。			
(ウ) 校庭での対処			
・校庭での生徒等の行動に問題はなかったか。			
・非常持ち出し物はそろっていたか。			
・教職員は予定された役割を遂行できたか。			
・児童生徒等の人員確認は迅速にできたか。			
・情報の収集のための機材、手段は確保されたか。			
(エ) 問題点の集約(集点づけ)と改善策			
・改善すべき問題はどのようなものか。			

・次回の訓練計画をどう修正すればよいか。			

防災訓練チェックシート【火災避難訓練 編】(例)

防災訓練チェックシート		チェック日	月 日
防災訓練日程	○年○月○日○曜日 ○○:○○~○○:○○ 校内放送にて 教頭「火災が発生しました。生徒の皆さんは・・・」 ○○:○○~○○:○○ 避難 ○○:○○~○○:○○ 生徒の安全確認 ○○:○○~○○:○○ 消火訓練		
内 容	・		
そ の 他	・		
防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。 ○:できている △:改善の余地あり ×:できていない			
項	目	チェック	
(ア) 校舎外への避難について			
・避難経路での混雑等はなかったか。			
・避難経路で火災発生時に避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。			
・児童生徒等の避難行動に問題はなかったか。			
・避難場所や避難経路の選択は適切であったか。			
・配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。			
(イ) 校庭での対処			
・校庭での生徒等の行動に問題はなかったか。			
・非常持ち出し物はそろっていたか。			
・教職員は予定された役割を遂行できたか。			
・児童生徒等の人員確認は迅速にできたか。			
・情報の収集のための機材、手段は確保されたか。			
(ウ) 問題点の集約(集点づけ)と改善策			
・改善すべき問題はどのようなものか。		
		
・次回の訓練計画をどう修正すればよいか。		
		
		

学校防災計画チェックシート

学校名	
所在地	
tel	
date	/ /
記入者	

災害発生時の基本対応について

Aできている Bほぼできている Cあまりできていない Dできていない

区分	項 目	関連ページ	評 価	改善すべき事項
I-1	地域で懸念されている災害が想定されているか。		A B C D	
必須	・最新の被害想定を参考にしている。	○～○	A B C D	
必須	・学校の概況や立地条件を考慮している。	○～○	A B C D	
必須	・基本方針に基づいて必要な事項をまとめている。	○～○	A B C D	
必須	・校区内のハザードマップから通学路付近の避難場所を示している。	○～○	A B C D	
I-2	災害時の基本対応が明示されているか。(共通する事項について)		A B C D	
必須	・2か所以上の避難場所を設定している。	○～○	A B C D	
必須	・2つ以上の避難経路を設定している。	○～○	A B C D	
必須	・災害発生からの保護者への引き渡しまでの手順を整備している。	○～○	A B C D	
必須	・場所別・時間帯別の児童生徒等の対応を整備している。	○～○	A B C D	
推奨	・停電時の情報収集のための機器や方法を整備している		A B C D	
I-3	災害ごとに必要な対応が整備されているか。		A B C D	
必須	・火災発生時の基本対応および避難場所が明示されている。	○～○	A B C D	
必須	・校内防火機器配備図および校内避難経路図が整備されている。	○～○	A B C D	
必須	・地震・津波発生時の基本対応および避難場所が明示されている。	○～○	A B C D	
必須	・最新の地震・津波被害予測をもとに避難場所の検討を行っている。	○～○	A B C D	
必須	・風水害(洪水・土砂災害)発生時の避難場所が明示されている。	○～○	A B C D	
必須	・気象情報から警報や警戒情報発令時の下校等の判断基準を整備している	○～○	A B C D	

II 災害発生時の対応について

区分	項 目	関連ページ	評 価	改善すべき事項
II-1	災害発生直後に連絡すべき相手や内容が整理されているか。		A B C D	
必須	・連絡先の一覧表(氏名・TEL・メールアドレス等)を作成している。	○～○	A B C D	
必須	・連絡責任者や担当者を決めている。	○～○	A B C D	
必須	・学校の対応について連絡すべき内容を整理している。	○～○	A B C D	
推奨	・担当者ごとのアクションカードに連絡先がまとめられている。	○～○	A B C D	
II-2	緊急時の対応体制と指揮命令系統が明確になっているか。		A B C D	
必須	・学校災害対策本部が組織されている。	○～○	A B C D	
必須	・災害時の状況に応じた学校災害対策本部の配備体制が整備されている。	○～○	A B C D	
必須	・緊急時の指揮件発動の代理者を決めている。	○～○	A B C D	
推奨	・災害発生時の各教職員のアクションカードを作っている。	○～○	A B C D	

III 連絡体制の整備について

区分	項 目	関連ページ	評 価	改善すべき事項
III-1	職員への緊急の連絡手段が明確にされているか。		A B C D	
必須	・職員への緊急連絡網を決めている。	○～○	A B C D	
必須	・職員へ複数の連絡手段を用意している。	○～○	A B C D	
必須	・普段から、保護者へ連絡手段を周知している。	○～○	A B C D	
必須	・すだちくんメールに登録している。	○～○	A B C D	
III-2	安否確認について、確実な連絡手段が確保されているか。		A B C D	
必須	・保護者に災害時の基本対応について周知している。	○～○	A B C D	
必須	・保護者への緊急連絡の通信手段を決めている。	○～○	A B C D	
必須	・複数の連絡手段を用意している。	○～○	A B C D	
推奨	・停電時の連絡手段を用意している。	○～○	A B C D	
III-3	保護者へ引き渡す際の基準が明確に示されているか。		A B C D	
必須	・保護者へ引き渡す際の基準を決めている。	○～○	A B C D	
必須	・保護者へ引き渡す際の判断責任者を決めている。	○～○	A B C D	
必須	・保護者へ引き渡す場所を決めている。	○～○	A B C D	
推奨	・引き渡しカードを準備している。	○～○	A B C D	

IV 避難所運営支援と学校再開について

区分	項 目	関連ページ	評 価	改善すべき事項
IV-1	避難所運営支援について役割分担が明確になされているか。		A B C D	
必須	・避難所運営支援班が組織されている。	〇～〇	A B C D	
必須	・避難所運営について市町村の関係機関の連絡体制が整備されている。	〇～〇	A B C D	
必須	・避難所運営支援の役割について全教職員の共通理解を図っている。	〇～〇	A B C D	
IV-2	学校教育活動の再開に向けての手順や役割分担が明確になされているか。		A B C D	
必須	・学校再開班が組織されている。	〇～〇	A B C D	
必須	・学校教育活動の再開に向けての計画が作成されている。	〇～〇	A B C D	
推奨	・応急教育Ⅰを実施するために、場所・内容・形態を想定している。	〇～〇	A B C D	
推奨	・応急教育Ⅱについて、学校の被害状況に応じた場所・形態を想定している。	〇～〇	A B C D	

V 平常時の防災対策について

区分	項 目	関連ページ	評 価	改善すべき事項
V-1	定期的な装備品や避難経路の自主点検を行っているか。		A B C D	
必須	・定期点検が必要な施設設備、装備品について一覧表にしている。	〇～〇	A B C D	
必須	・定期的に避難経路や避難場所の状態を確認している。	〇～〇	A B C D	
必須	・定期的に点検を実施し、記録を残している。	〇～〇	A B C D	
推奨	・定期的に教職員アクションカードの見直しや点検項目の検討を行っている。		A B C D	
V-2	教職員の理解が得られているか。		A B C D	
必須	・学校防災計画について教職員研修を実施し、共通理解を図っている。	〇～〇	A B C D	
必須	・教職員一人ひとりが自分の役割や行動を理解している。	〇～〇	A B C D	
推奨	・各教職員の災害時アクションカードを作っている。	〇～〇	A B C D	
V-3	重要なデータや文書の保管や持ち出しの準備ができていますか。		A B C D	
必須	・避難場所で必要となる携行品を準備している。	〇～〇	A B C D	
必須	・データや文書の保管場所を決めている。	〇～〇	A B C D	
必須	・データや文書の持ち出し責任者を決めている。	〇～〇	A B C D	

VI 持続可能な防災計画について

区分	項 目	関連ページ	評 価	改善すべき事項
VI-1	1年を通じた防災計画となっているか		A B C D	
必須	・防災教育の年間計画を作成している。	〇～〇	A B C D	
必須	・防災訓練等の年間実施計画を作成している。	〇～〇	A B C D	
必須	・PDCAサイクルを意識した継続的な改善となるよう計画している。	〇～〇	A B C D	
推奨	・計画の内容について、外部の有識者等から指導・助言を受けている。		A B C D	
VI-2	地域・保護者の意見が取り入れられた学校防災計画となっているか。		A B C D	
必須	・作成の際に、地域・保護者の意見を聴取した。	〇～〇	A B C D	
必須	・定期的に地域・保護者に対して、学校防災計画の周知をしている。	〇～〇	A B C D	
推奨	・作成・見直しの際に、地域・保護者の意見が反映されるようにしている。	〇～〇	A B C D	
推奨	・地域・保護者との連携について具体的に計画されている。	〇～〇	A B C D	

○問題点の集約と改善策 ●

・改善すべき点はどのようなものか、箇条書きでまとめてみましょう。

・次年度の学校防災計画をどのように修正すればよいか。まとめておきましょう。

平成24年度市町村連絡先

機関名	所管課(室)	住 所	電話番号	夜間休日等	F A X	E-mail	衛星携帯電話
徳島市	危機管理課	徳島市幸町2-5	(088)621-5526	(088)621-5111	(088)625-2820	kiki_kenri@city.tokushima.lg.jp	
鳴門市	危機管理課	鳴門市撫養町南浜宇東浜170	(088)684-1217	(088)685-2009	(088)684-1336	kiki_kenri@city.naruto.lg.jp	
小松島市	市民安全課	小松島市横須町1-1	(0885)32-2227	(0885)32-2111	(0885)32-3522	bousai@city.konatsushima.tokushima.jp	090-2390-0218, 631623413931
阿南市	防災対策課	阿南市富岡町トノ町12-3	(0844)22-9191	(0844)22-1111	(0844)22-6772	bousai@city.anan.tokushima.jp	8816-4144-6677
吉野川市	防災対策課	吉野川市鶴島町鶴島115番地1	(0883)22-2235	(0883)22-2222	(0883)22-2248	bousai@city.yoshinogawa.lg.jp	
阿波市	防災対策課	阿波市阿波町東原173	(0883)35-4166	(0883)35-4111	(0883)35-3942	bousai@city.awa.lg.jp	
美馬市	総務課	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	(0883)52-1677	(0883)52-1212	(0883)52-5758	soumu@city.mima.lg.jp	090-5911-6367
三好市	危機管理課	三好市池田町ツツ1500-2	(0883)72-7625	(0883)72-7600	(0883)72-7203	kiki_kenri@city.tokushima-miyoshi.lg.jp	8816-5147-1689
勝浦町	総務税務課	勝浦町勝浦町大字久国字久保田3	(0885)42-2511	(0885)42-2511	(0885)42-3028	k_hilton@town.katsura.lg.jp	
上勝町	総務課	勝浦町上勝町大字福原字下横峯3-1	(0885)46-0111	(0885)46-0111	(0885)46-0323	minashita_t@kamikatsu.jp	090-1006-2243
佐那河内村	総務企画課	名東郡佐那河内村下字中辺71-1	(088)679-2113	(088)679-2111	(088)679-2125	soumu@vill.sanagochi.lg.jp	
石井町	危機管理対策室	名西郡石井町高川原字高川原121-1	(088)674-1171	(088)674-1111	(088)675-1600	onomi_jun1@town.ishii.lg.jp	
神山町	総務課	名西郡神山町神領字本野間100	(088)676-1111	(088)676-1111	(088)676-1100	soumu@town.kanlyana.lg.jp	090-7624-1438
那賀町	地域防災課	那賀郡那賀町和食街字南川104番地1	(0884)62-1121		(0884)62-1177	chikiki@town.tokushima-naka.lg.jp	
那賀町 相生支所	地域振興室	那賀郡那賀町延野字王子原31-1	(0884)62-1111		(0884)62-1115		
那賀町 上那賀支所	地域振興室	那賀郡那賀町小浜151	(0884)66-0111		(0884)66-0602		
那賀町 木沢支所	地域振興室	那賀郡那賀町木沢字前田43-1	(0884)65-2111		(0884)65-2114		
那賀町 木頭支所	地域振興室	那賀郡那賀町木頭出原字「ツ」34番地	(0884)68-2311		(0884)68-2125		
牟岐町	総務課	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	(0884)72-1111	(0884)72-3411	(0884)72-2716	mugisoumu@town.tokushima-mugi.lg.jp	
美波町	消防防災課	海部郡美波町奥河内字本村18-1	(0884)77-3619	(0884)77-1111	(0884)77-1666	shobo@town.minaei.lg.jp	090-4973-4337
美波町 由岐支所	住民室	海部郡美波町西地50-1	(0884)78-2211	(0884)78-1111	(0884)78-1050		090-5717-2099
海陽町	企画防災課	海部郡海陽町大字上中須128	(0884)73-4163	(0884)73-1234	(0884)73-3097	bousai@town.kaiyo.lg.jp	080-1993-0439
松茂町	総務課	板野郡松茂町広島字東裏30	(088)699-8710	(088)699-2111	(088)699-6010	soumu@town.matsushige.tokushima.jp	
北島町	総務課	板野郡北島町中村字上地23-1	(088)698-9801	(088)698-2410	(088)698-3642	soumu@town.kitejima.lg.jp	
笠住町	総務課	板野郡笠住町奥野字矢上前52-1	(088)637-3111	(088)637-3111	(088)637-3154	soumu@town.aizumi.tokushima.jp	
板野町	総務課	板野郡板野町吹田字町南22-2	(088)672-5980	(088)672-5998	(088)672-5553	soumu@town.itano.tokushima.jp	
上板町	総務課	板野郡上板町七條字経塚42	(088)694-6801	(088)694-3111	(088)694-5903	so@town.kanlita.jp	
つるぎ町	危機管理課	美馬郡つるぎ町貞光字東清1-3	(0883)62-3111	(0883)62-3111	(0883)62-4944	kiki_kenri@town.tokushima-tsurugi.lg.jp	8816-5145-7204
東みよし町	総務課	三好郡東みよし町加茂3360	(0883)82-6303	(0883)82-6310	(0883)76-1010	soumu01@town.higashimiyoshi.lg.jp	

平成24年度消防本部連絡先

機関名	所管課(室)	住 所	電 話	電話・夜間休日	F A X	E-mail	衛星携帯電話
徳島市消防局	警防課	徳島市新蔵町1-88	(088)656-1192	(088)656-1190	(088)656-1202	tusin_sirei@city.tokushima.lg.jp	
鳴門市消防本部	予防課	鳴門市撫養町南浜宇東浜170	(088)684-1335	(088)685-2009	(088)685-4313	yobo@city.naruto.lg.jp	
小松島市消防本部	消防本部	小松島市横須町1-1	(0885)32-0119	(0885)32-0119	(0885)32-3595	shoubou@city.konatsushima.tokushima.jp	090-2391-0225, 631623413933
阿南市消防本部	消防本部	阿南市辰巳町1番地33	(0844)22-1120	(0844)22-1120	(0844)22-1190	anan119@crux.ocn.ne.jp	001010-8316-5142-1691
美馬市消防本部	消防本部(警)	美馬市徳町字揖原1742-1	(0883)52-3025	(0883)52-3025	(0883)53-9550	syoubou@city.mima.lg.jp	090-7626-1068
美馬市消防本部 木屋平分署	木屋平分署	美馬市木屋平川井161	(0883)68-2100		(0883)68-2100		
美馬西部消防組合	消防本部	-	0883-63-2214	0883-63-2214	0883-63-5601	mimal19@shirt.ocn.ne.jp	
美馬西部消防組合 一字分署	一字分署	美馬郡つるぎ町一字赤松541-2	(0883)67-2938		(0883)67-2939	ichilul19@opal.ocn.ne.jp	
板野東部消防組合	消防本部警防課	板野郡北島町北村字大開11-1	(088)698-9903	(088)698-9119	(088)697-3012	kaibo@itenotobu-fire.jp	
板野西部消防組合	消防本部	板野郡板野町羅漢字前田35	(088)672-0198	(088)672-0198	(088)672-2977	itasei@mail.netwave.or.jp	
名西消防組合	消防本部	名西郡石井町高川原字高川原66-8	(088)674-6788	(088)674-6788	(088)674-6706	afd.horbu@shirt.ocn.ne.jp	
海部消防組合	消防本部	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1	(0884)72-0600		(0884)72-2993	fdksh119@net.ne.jp	
徳島中央広域連合	消防課	吉野川市鶴島町上下島431-17	(0883)26-0119	(0883)24-1702	(0883)24-6090	tokushima_chuo_fd@titan.ocn.ne.jp	
みよし広域連合	消防本部	三好郡東みよし町足代345-1	(0883)76-5119	(0883)76-5118	(0883)76-5120	horbu@yoshikouiki.jp	

学校防災管理マニュアル改訂委員

委員長	徳島県教育委員会副教育長	原内 司
委員	徳島県市町村教育委員会教育長会会長	石井 博
委員	海部高等学校長（徳島県高等学校長協会代表）	冨田 充宏
委員	川内中学校長（徳島県中学校長会代表）	橋本 通宏
委員	海南小学校長（徳島県小学校長会代表）	岡田 啓
委員	徳島県PTA 連合会会長	谷 明彦
委員	徳島県高等学校PTA 連合会副会長	入村 兼司
委員	徳島県消防長会会長	瀬川 安則
委員	南海地震防災課長	楠本 正博
委員	教育総務課長	白井 俊
委員	施設整備課長	仁木 弘
委員	教職員課長	尾崎 好秋
委員	学校政策課長	西浦 宏明
委員	特別支援教育課長	冨樫 敏彦
委員	体育健康課長	林 博子
アドバイザー	徳島大学大学院教授	中野 晋
特別協力者	徳島大学環境防災研究センター助教	粕淵 義郎

（各委員の所属は平成23年度時点で記載しています。敬称略）

学校防災管理マニュアル

（平成25年3月）

発行 徳島県教育委員会
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-3166

